

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度

定期監査(中・後期)(元監査第151号)分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>(意見)1 公園使用料について (報告書11ページ～12ページ)</p> <p>平成31年4月1日から令和元年11月30日までに公園緑地課において長野市都市公園条例第10条に基づき許可した件数は220件で、同条例施行規則第4条に基づく使用料の減免は202件(使用料徴収18件)であった。</p> <p>監査の結果、許可事務、使用料徴収事務及び減免処理事務については、条例、規則及び減免基準に基づき、おおむね適正に執行されていた。</p> <p>改善を要望する事項について、次のとおり意見を述べる。</p> <p><b>【減免基準について】</b></p> <p>同規則第4条に基づく使用料の減免について、市長が特別な理由があると認める使用料減免の対象となる基準(平成26年4月1日付で市長決裁)の7項目を適用し、減免とした件数は、次表のとおりである。</p> <p>区分4の減免のうち、入場料は無料であるが、民間事業者による飲食物の提供を中心とした催事についても、全額減免としている事例があった。</p> <p>減免措置の適用に当たっては、安易に一律全額減免とすることのないよう主催者や行為の目的を精査する必要がある。特に、営利活動を伴う使用である場合は、全額減免ではなく、減額割合を用いて算定し、使用料を徴収すべきである。</p> <p>本来、使用料は、施設の利用に対する対価として徴収されるものであり、その負担は、施設を利用する者と利用しない者との均衡を考慮し、受益者負担の原則に基づくものである。</p> <p>減免制度は、あくまでも特例的な措置である。現行の減免基準を見直し、厳正な判断の下、他の市有財産と同様に適正な運用に改められたい。</p>	<p>公園使用料の減免基準における、減免摘要内容4については、市の後援を受けているケースがほとんどであるが、後援については比較的容易に受けられることのできるものである。</p> <p>減免の適用は、市の主催・共催に対し適用し、後援については減免摘要から除外することとしていく。</p> <p>公園使用料については、「行為」によるものと「占用」によるものがあり、行為(イベント)によっては「収益」が生じるものも想定されるが、公的(市主催・共催)、公共的(住民自治協議会・区等の行事)、教育目的(学校行事)といった趣旨により実施されるものは従来どおり減免を適用し、それ以外については減免を適用しないことを検討する。</p> <p>実施の主催者を問わず、行為(イベント)の中において販売行為が行われる場合があるが、これについては出店者の収益につながることであり、一定範囲の施設利用における対価として「占用」による使用料徴収の適用を検討する。</p> <p>減免措置の適用に当たっては、主催者や行為の目的を精査し、営利活動に対しては受益者負担の原則に基づき使用料を課すことを検討していく。</p>	<p>公園使用料については、「行為」によるものと「占用」によるものがある。行為(イベント)については減免を適用する場合であっても、その行為(イベント)の中において販売行為が行われる場合は、当該部分(キッチンカーやテント等)に対し、「占用」による使用料徴収することとしていることから、本件指摘に対する減免基準の見直しは行わない。</p>	<p>公園緑地課</p>